

平成27年 2月21日

保護者のみなさまへ

羽咋市PTA連合会  
羽咋市校長会  
羽咋市教育委員会

## 「携帯電話端末等の適切な利用」についてのお願い（案）

保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より、羽咋市の児童・生徒の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、石川県では、「いしかわ子ども総合条例」において、「第二章 子どもの健全な育成」の「第二節 青少年の健全な育成」に、携帯電話の利用制限等（特に、小中学生には、防災、防犯その他特別な目的のためにする場合を除き、携帯電話端末等を持たせないように努めるものとする。また、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを利用したサービスの利用その他の適切な方法により、青少年がインターネットを適正に利用できるよう努めるものとする。）が定められ、保護者に求められています。

実際には、インターネットへの接続は、パソコンはもちろんのこと、音楽プレーヤーや各種ゲーム機器からもできるようになっています。便利さの反面、以下のような弊害が心配されます。

- 時間を忘れて利用することによる生活リズムの乱れと学力不振
- ネット上でのメール交換に端を発した、いじめ等交友関係のトラブル
- 意図せずに、出会い系サイト等を介して巻き込まれる犯罪被害
- 私的な画像のアップロード等、個人情報流出による犯罪被害
- 悪質・有害な情報を発信するサイト等の閲覧によるトラブル

各学校においても、**携帯電話端末等のインターネットに接続できる機器を学校に持ち込まないことを徹底するとともに**、教職員や小中学生及び保護者を対象として、小中学生がこのような弊害に遭わないような、情報モラル教育や被害防止を喚起する計画的な啓発活動を行っています。

また、インターネット利用は、ほとんどが家庭生活の中で行われていますので、学校だけではなく、保護者の皆様のご協力をいただき、学校、家庭及び行政が連携して情報交換等を行い進めて参りたいと存じます。今後は、下記の具体的取り組みを掲げ、羽咋市の小中学生の健全育成に努めて参ります。何卒、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

次の取り組みを行います。

- ◎夜9時以降は、インターネットに接続できる機器を保護者が預かり、させない。  
（タブレット、PC、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器など）
- ◎フィルタリング等をかけないでインターネットに接続できる機器は、利用させない。

※ 何卒、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。